

熊本県入札監視委員会 審議概要

開催日及び場所	令和3年11月25日(木) ホテル熊本テルサ3階「たい樹」	
出席委員氏名 ※50音順	天本 徳浩 (崇城大学総合教育センター 教授) 下田 典子 (行政書士) 辻本 剛三 (熊本大学大学院先端科学研究部(工学系)水圏環境教授) 原島 良成 (熊本大学熊本創生推進機構准教授(法学部併任・行政法)) 谷本 たまみ (税理士)	
審議対象期間	令和3年1月1日 ~ 令和3年6月30日	
抽出案件	総件数 7件	(備考)
一般競争入札	0件	
条件付一般競争入札	3件	
指名競争入札	3件	
随意契約	1件	
談合情報	0件	
委員からの意見・質問、それに対する回答	意見・質問	回答
	別紙のとおり	別紙のとおり
委員会による意見の具申の内容	なし	なし

意見・質問	回答
<p>1 会議の公開・非公開（一部）の決定</p> <p>○まず、議事の（１）、会議の公開・非公開について、熊本県入札監視委員会運営要領により「委員会は公開・非公開を決めるものとする」とあり、今回も議事の公開・非公開について、決めたいと思う。議事の中で非公開に該当する部分について事務局から説明をお願いする。</p> <p>○「議事（３）抽出事案の審議のうち総合評価の判定に係る審議部分と、「議事（４）委員間の意見交換」を非公開とすることについてよろしいか。</p> <p>○異議なし。</p> <p>○傍聴者（報道関係者）に説明する。今回の審議において、「議事（３）抽出事案の審議のうち総合評価の判定に係る審議部分」と、「議事（４）委員間の意見交換」については非公開と決定した。</p> <p>2 入札及び契約手続の運用状況の報告</p> <p>【R2年度の熊本県発注工事の入札結果の推移（資料１）】</p> <p>○令和３年度第１四半期の地域振興局別落札率について、球磨地域振興局については豪雨災害の関</p>	<p>（事務局の提案）</p> <p>○委員会でを行う審議のうち、公開できない部分について事前に事務局で検討したので説明する。まず、「議事（３）抽出事案の指名理由及び経緯等の審議」のうち「総合評価判定に使用している「総合評価判定シート」については、県情報公開条例の「公にすることにより当該法人等又は当該個人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれ」に該当すると考え、不開示情報と判断する。</p> <p>次に、「議事（４）委員間の意見交換」について、今後の意見書作成に向けて委員間の率直な意見交換を行うものであり、審議会等の会議の公開に関する指針第３公開の基準「公正又は円滑な審議等が著しく阻害され、会議の目的が達成できないと認められるとき」に該当し、非公開と考えている。</p> <p>報道関係者入室</p> <p>（事務局）資料１～４を報告</p> <p>○昨年の７月豪雨では、県北方面でも多くの災害が発生している。これにより多くの工事を発注し</p>

意見・質問	回答
<p>係で高くなっていると考えられるが、鹿本地域振興局が高い理由は何か。過去の落札率をみても例年高い状況が続いている。</p> <p>【令和元～3年度の入札不調等の発生状況について（資料2）】 ○意見等特になし</p> <p>【入札契約方式別発注工事一覧（資料3）】 ○意見等特になし</p> <p>【指名停止の運用状況一覧（資料4）】 ○意見等特になし</p> <p>3 抽出事案の指名理由及び経緯等の審議 【審議対象工事の抽出について（資料5）】 ※R3. 1. 1～3. 31 抽出担当 辻本委員から説明 ※R3. 4. 1～6. 30 抽出委員下田委員から説明</p> <p>【審議対象工事（資料6）】 〈随意契約〉 （1）熊本県消防学校模擬火災訓練装置等設置工事 ○落札率が低い理由及び予定価格の算定根拠をおしえてほしい。</p> <p>○この装置の仕様について、AFT という装置でしか実現できないということは、日本全国で同じ事業者の装置を使っているという認識でよいか。</p> <p>○他の自治体でも、本件と同様の業者と契約しているところが多いと考えられるが、他自治体の契約額は調査しているのか。</p>	<p>ており、不調率も上がっており、落札率が上がったと考えられる。</p> <p>○予定価格については、機械装置が特定され専門性が高いため、取扱業者からの見積もり等を参考に算定した。 落札率については、業者に対し見積り依頼を行ったところ結果的にこのような率になったもの。</p> <p>○今回の装置に関しては、全国の消防学校において導入されている2者の火災訓練装置があり、それぞれの性能やどのような訓練ができるかを比較して検討を行った。それぞれ性能に違いがあるため、要件を満たす装置について検討したところ、今回対象となっているAFT装置が該当した。</p> <p>○今回、そのような調査は行っていない。</p>

意見・質問	回答
<p>《指名競争入札》 (2) 百貫港単県港湾維持浚渫（松尾航路）工事 他合併</p> <p>○入札指名業者調書の中の指名回数と契約回数が空欄となっている理由を教えてください。</p> <p>○予定価格と同額で落札した業者の手持ち工事の状況は把握しているか。 指名の際、手持ち工事の状況を把握していれば、この業者の入札意欲が高くなかったということが判断できたのではないか。</p> <p>○指名基準の優先順位はあるか。</p> <p>○一番優先されるのは、地理的要件か。これを見ると近場が多いように感じる。</p> <p>○先程の質問の答えの趣旨がのみ込めなかったので、改めて尋ねたい。この落札業者ここまで入札意欲が低いことについて、どのように分析しているのか。 また、最低制限価格をこのように設定しているにも関わらず、多くの業者がそれよりも低い価格で入札し、それでも仕事ができると考えているようだ。これが談合でないとすれば、最低制限価格の設定がおかしいのではという話になるのではないか。</p> <p>○入札監視委員会の中で、このようなことが分析できればよいが、そういった時間はないので各発注機関で分析をしないと業務が回らないのではないか。</p> <p>(3) 鹿本管内災害関連緊急治山事業第48号 工事</p> <p>○指名回数について横並びとなっているが、これは一定の業者に指名が偏らないよう公平性を保っていると考えてよいのか。</p>	<p>○今年度、指名、契約ともに実績がないため。</p> <p>○手持ちの状況は把握していないが、この工事自体は既に終了している。</p> <p>○まず熊本管内の有資格業者26者から施工実績や地理的要件で17者に絞り込み、また、これまでの指名の状況などを総合的に鑑みて10者を選定している。</p> <p>○地理的にも判断している。</p> <p>○落札業者の入札額が予定価格と同額になっていることについて分析しているわけではないが、業者が工事費を算定し同額になったとしか言いようがない。 また、7者が最低制限価格を下回っているが、予定価格は適切に算定しているため、今回、この7者については受注意欲が高かったため競争が激しくなり、このような結果になったと思われる。</p> <p>○指名回数だけをみて業者を選定しているということではなく、工事1件ごとに総合的に勘案している。</p>

意見・質問	回答
<p>○指名業者調書を見ると、契約回数はどこもあがっておらず、契約を取ったところは1者もなかったということか。そうであれば、他の6者でこれまでの契約が行われていたということか。</p> <p>(4) 芦北管内地区県営農地等災害復旧事業（農地等）第4号工事</p> <p>○19者の有資格者等から10者の業者を選定する際、芦北町内から9者、それ以外の近隣町から1者選んだ理由は何か。</p> <p>○指名業者調書の契約回数は、県全体の契約回数か。</p> <p>《条件付一般競争入札》</p> <p>(5) 国道325号活力創出基盤交付金（改築）道路改良その2工事</p> <p>○意見等特になし</p> <p>(6) 水俣田浦線（芦北橋）単県橋梁補修（地道債）工事</p> <p>○参加資格調書における「競争入札に参加するのに必要な資格」の「とび・土工・コンクリート工事の経営事項審査の総合評定値が700点以上」について700点とした根拠は何か。</p> <p>○予定価格と調査基準価格はある程度想定されるのか。</p>	<p>また、鹿本地域の実情として業者が少なく16者しかない。この16者の中から10者を選定するというので勘案した結果、極端な差が出ないというのが現状である。</p> <p>○この入札が年度当初の6月ということで、契約まで至っている工041事が少ない状況。指名回数については当振興局の土木全体での指名回数であるため、このような数値となっている。</p> <p>○芦北町にはA2業者が10者、津奈木町には2者、水俣市には7者あるが、毎回芦北町から10者選定した場合、業者が固定化するため、芦北町の業者を9者、津奈木町か水俣市の業者を1者選定している。</p> <p>○この契約回数は、芦北管内農林水産部の契約回数。</p> <p>○経営事項審査の総合評価値は、全国共通の評価値となっており、業者の工事実績や社会保険加入状況等の労働福祉の状況などを評価したもの。条件付一般競争入札工事の参加資格で用いる総合評価値は工種によって設定しており、とび・土工・コンクリート工事であれば、競争性を確保したうえで適正な工事が確保されるという入札者の参加資格が700点以上ということで設定している。</p> <p>○総合評価の場合は、調査基準価格という制度を用いている。指名競争入札は価格競争なので最低制限価格を用い、ランダム係数を乗じているため、金額を誰も推測することができない。</p>

意見・質問	回答
<p>○式が明らかになっていて、なぜ価格が明らかではないのか。</p> <p>(7) 八代市西松江城町外 道路標示設置工事</p> <p>○入札参加者2者のうち、1者が無効になった理由の説明をお願いしたい。</p> <p>○路面標示と標識の設置工事と全く異なる工事であるが、このような誤りはよくあるのか。 これは1者入札であったら、不調になるのではないか。しかし2者入札したため、不調とならない。どのような理由で、まったく内容の違う内訳書を提出してきたのか。</p> <p>○(条件付一般競争入札対象工事の)警察の内部規定は、県庁全体の要領よりも厳しいものを作っていると理解すればよいか。もしこれがなければ、県の一般的な要領を使うことになるのか。</p> <p>○内訳書の話に戻るが、全く異なる工事の内容の内訳書が出てきたのに、なぜ金額が近いものとなっているのか。工事内訳の内容は入札の際、示していないのか。</p> <p>○他に意見等ないか。なければこれで抽出事案の理由及び経緯に係る審議については終了する。 公開になっていた部分はここまでになるので、マスコミ及び傍聴者の方は退室をお願いします。</p> <p>(傍聴者、マスコミ他退室)</p>	<p>なお、調査基準価格については、公契連の式を用いており、これは全国の自治体のほとんどが採用している。計算式は公表しているが、金額そのものはオープンにしていない。</p> <p>○算定式を乗じる直接工事費、共通仮設費、現場管理費、一般管理費の金額は公表していないため、各業者自身が積算した金額を元に算定することとなる。 なお、調査基準価格は入札後に公表している。</p> <p>○今回の工事は道路標示を設置する路面標示工事であったが、無効になった業者は、信号や道路標識を設置する標識標示工事の内訳となっていた。</p> <p>○工事内訳の中身が全く異なるもので、理由まではわからない。</p> <p>○競争性を確保するため警察本部の方で定めた内規となっている。</p> <p>○工事内訳は公告時に示している。今回なぜこのような内訳書が提出されたかは不明。</p>

意見・質問	回答
<p>【総合評価判定シート審議】 非公開</p> <p>4 委員間の意見交換 非公開</p> <p>5 次回の入札監視委員会について ○開催日程は事務局で調整させていただく。 ○以上で本日の審議事項はすべて終了した。</p>	